

# 保税蔵置場許可公告

関税法第42条第1項の規定により下記のとおり保税蔵置場の許可をしたので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年4月3日

名古屋税関長 奈良井 功

## 記

1 被許可者の住所及び名称

三重県四日市市霞二丁目1番地の1  
日本トランスシティ株式会社

2 保税蔵置場の名称及び所在地

日本トランスシティ株式会社霞北埠頭三角地 保税蔵置場  
三重県四日市市霞二丁目26番地8

3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積

鉄骨造合金メッキ鋼板葺き平家建  
1棟 450平方メートル

4 蔵置する貨物の種類

輸出入危険貨物

5 許可期間

自 令和 8年 5月 1日  
至 令和13年10月31日